

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

香川県警察本部長 那 須 修

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

香川県警察職員の職の設置に関する規程（平成12年香川県警察本部告示第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（警察官、事務職員、<u>研究職員又は保健師</u>をもって充てる職）</p> <p>第2条 香川県警察本部に次に掲げる職を置き、警察官、事務職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）<u>、研究職員</u>（同項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。）<u>又は同項第4号ウの医療職給料表(三)の適用を受ける保健師</u>をもってこれに充てる。</p> <p>（1）～(35) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（警察官、事務職員<u>又は研究職員</u>をもって充てる職）</p> <p>第2条 香川県警察本部に次に掲げる職を置き、警察官、事務職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）<u>又は研究職員</u>（同項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。）をもってこれに充てる。</p> <p>（1）～(35) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。